

啓明学院育友会会則

(名 称)

第 1 条 本会は啓明学院育友会と称し、事務所を啓明学院内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は学校、家庭、地域社会における生徒の福祉を増進することを目的とする。

(事業内容)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との緊密なる連絡。
- (2) 生徒の諸活動の奨励、養護等指導の援助。
- (3) 会員の文化教養の向上。
- (4) 学校施設の保全、充実。
- (5) 教職員の研修、その他福利厚生。

(会 員)

第 4 条 本会は、次の各号に定める会員で組織する。

- (1) 正会員 生徒の両親、保護者および本学院教職員。
- (2) 特別会員 正会員3名以上の推薦により本会の趣旨に賛成して、会費を納入する者。

(本部役員)

第 5 条 本会に次の本部役員(以下役員)を置く。ただし、必要に応じて若干名の増員を行うことができる。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書 記 2 名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 監 査 2 名
- (6) 総 務 2 名
- (7) 顧 問 若干名

(役員を選任と任期)

第 6 条 役員は次の方法で定める。

- (1) 役員は毎年定期の総会で、在籍生徒の両親または保護者の中から選任する。
- (2) 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(委員および委員会)

第 7 条 本会に次の委員を置く。

- (1) 学年代表 学年単位で各 1 名
- (2) 学級委員 学級単位で各 2 名ないし 3 名

2. 本会に次の委員会を置く。

- (1) 広報委員会
- (2) 聖書に親しむ会
- (3) ガーデニングを楽しむ会
- (4) 国際交流委員会

(会 議)

第 8 条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 定期総会 毎年定期に開催し、会計会務の報告、役員の改選を行う。
総会の予告は 5 日前までに行う。
- (2) 臨時総会 会長が必要と認めるときに招集し、開催する。
- (3) 本部役員会 必要に応じて招集し、開催する。
- (4) 総会および本部役員会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数の賛成を得て議決する。

(経 理)

第 9 条 本会の経理は、次のとおりとする。

- (1) 本会の経理は会費、寄付金等で支弁される。
- (2) 予算編成は本部役員会で行い、総会で議決する。
- (3) 本会の入会金は、3,000 円とする。
- (4) 本会の会費は、会員の生徒 1 人につき年額 15,000 円とする。
別途継続事業費を年額 10,000 円とする。
- (5) 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(改 正)

第 10 条 本会の会則を改正する場合は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(細則の規定)

第 11 条 本会の運営上必要なる事項は、細則として別に規定する事ができる。

(付 則) この改正会則は、2010 年 4 月 1 日から適用する。

2017 年 4 月 22 日一部改正。

(別 紙)

(細則1) 育友会の予算執行に関する事務処理方針

- (1) 学院事務室が担当する。
- (2) 予算の執行にあたっては、会長と本部会計の承認印を得た後に行う。
- (3) 学期末に予算の執行状況について、会長に対して中間報告を行う。

(細則2) 慶弔費は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|--------------------------------|---------|
| (1) 弔慰金 | ①生徒本人の死亡 | 30,000円 |
| | ②生徒の父母及び同居する被扶養関係にある親族の死亡 | 30,000円 |
| | ③教職員本人の死亡 | 10,000円 |
| | ④教職員と同居する扶養関係にある配偶者及び親子及び父母の死亡 | 10,000円 |
| (2) 病氣見舞金 (教職員・生徒本人) | | 5,000円 |
| (3) 祝金 (教職員本人の結婚及び出産) | | 10,000円 |
- (4) その他、役員会が必要と判断する状況に応じて、慶弔費を支出することができるものとする。

以上